

最高人民法院「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する  
 解釈（二）（意見募集稿）」意見募集表

会社名： 一般社団法人電子情報技術産業協会

条項番号	修正提案	修正理由
第一条	<p>請求の範囲に二つ以上の請求項がある場合、権利者は起訴状において、被告がその専利権を侵害したとして起訴する根拠となる請求項を明記しなければならない。起訴状に記載しておらず、又は記載が明確でない場合、人民法院は、権利者に明確にするよう要求しなければならない。<del>釈明をしたにもかかわらず、権利者が明確にしなかった場合、人民法院は、権利者がすべての独立請求項を選んだものと推定することができる。権利者が明確にしなかった場合、人民法院は、起訴の却下を裁定するものとする。</del></p>	<p>権利者が「起訴する根拠となる請求項を明記」しないこと（権利者の不作為の結果）による不利益や負担増大を、裁判所や訴訟被告側に負わせるべきではない。</p>
第二条	<p>被告技術方案は独立請求項及びその従属請求項に限定される保護範囲に含まれると権利者が主張し、審査を経て、被告技術方案は独立請求項に限定される保護範囲に含まれると判断された場合、人民法院は、被告技術方案がその従属請求項に限定される保護範囲に含まれるか否かを認定しなければならない。被告技術方案が独立請求項に限定される保護範囲に含まれないと判断された場合、人民法院は、直接、被告技術方案がその従属請求項に限定される保護範囲に含まれないものと認定<del>することができる。しな</del>なければならない。                      (2項省略)</p>	<p>独立請求項に被告技術法案が独立請求項に限定される保護範囲に含まれない場合、当然従属請求項に含まれないと判断されるべきである。</p>
第五条	<p>請求項に記載された文字の含意は明確であるが、明細書における対応する記述がそれと根本的に矛盾し、本解釈の第四条に規定する状況にも当たらない場合、人民法院は、<del>請求項の記載に基づいて専利権の保護範囲を確定しなければならない。起訴の却下を裁定</del></p>	<p>請求項と明細書で矛盾が生じている場合、当該請求項はサポート要件を満たしておらず、無効と判断されるべきで請求項であるため、このような状況になった場合、訴訟は取り下げられるべきものであると考える。                      また訴訟停止の根拠となる無効審判請求</p>

	<p><u>することができる。</u></p> <p>請求項の含意が明確ではなく、法定の解釈方法を用いてもそれに限定される専利権の保護範囲を確定できず、本解釈の第四条に規定する状況にも当たらない場合、人民法院は、起訴の却下を裁定<del>することができる。</del><u>しなければならない。</u></p> <p>当事者の挙証によって、専利権侵害訴訟の裁判が下される前に無効宣告請求人が上記事由<u>など</u>に基づいて当該専利の無効宣告を専利復審委員会に請求したことが証明された場合、人民法院は、訴訟の停止を裁定することができる。</p>	<p>は本条1項2項の場合に限定されるべきではない。</p>
<p>第七条</p>	<p>人民法院は、被告技術方案が専利権の保護範囲に含まれるか否かを認定するに当たって、<del>通常</del>、専利技術方案と被告技術方案における技術特徴の分解を行い、さらに、これを基に対応する技術特徴<u>と権利者が主張した請求項に記載された全ての技術的特徴と</u>の対比を行わなければならない。</p> <p>「技術特徴」とは、技術方案における、比較的単独で一定の技術機能を実現でき、かつ、比較的単独な技術効果を生じうる最小の技術単位をいう。</p> <p>(2項省略)</p>	<p>専利技術方案ではなく、請求項の構成要素をもとに判断されるべきである。</p>
<p>第十条</p>	<p>明細書と添付図面に記載された上記機能又は効果を実現するために必要不可欠な技術特徴と比較して、被告技術方案の対応する技術特徴は、ほぼ同一の手段によって、同一の機能を実現し、同一の効果を収めるものであり、かつ、当該領域における一般の技術担当者が専利出願日に創造的な労働をせずに想到できるものである<u>ことを権利者が立証できた</u>場合、人民法院は、当該対応する技術特徴が機能的特徴と同一であると認定しなければならない。</p> <p><del>明細書と添付図面に記載された上記機能又は効果を実現するために必要不可欠な技</del></p>	<p>1項につき、立証責任は原則として権利者にあるべきものであるため、その点を明確にすべきである。</p> <p>2項につき、後知恵による不当な均等論の主張を許容するおそれがあるので削除すべきである。</p>

	<p><del>術特徴と比較して、被告技術方案の対応する技術特徴は、ほぼ同一の手段によって、ほぼ同一の機能を実現し、ほぼ同一の効果を収めるものであり、かつ、当該領域における一般の技術担当者が専利出願日以降被告侵害行為発生日以前に創造的な労働をせずに想到できるものである場合、人民法院は、当該対応する技術特徴が機能的特徴と同等であると認定しなければならない。</del></p>	
<p>第十六条</p>	<p>&lt;本条は削除（条文自体削除、全文削除）が望ましい。それが困難な場合、少なくとも以下の様に修正すべきである。&gt;</p> <p>専利出願人、専利権者は、専利権の付与・確認手順において請求の範囲、明細書を訂正し又は意見を陳述し、被告侵害者は、上記状況下で放棄された技術方案が専利権の保護範囲に含まれないと主張し、権利者の挙証によって、当該訂正又は陳述が<del>審査官から採用されておらず</del>又は専利権の付与・確認条件とは因果関係がないことが証明された場合、人民法院は、当該訂正又は陳述が技術法案の放棄につながっていないと認定しなければならない。</p>	<p>本条をあえて定義する必要性はないと考える。包袋禁反言を考慮すると原則的に権利者は審査段階の主張に責任を負うべきである。</p> <p>また、審査官が採用しなかった意見を（包袋）禁反言の対象から除外すると、不当に均等の範囲を拡大させるおそれがある他、どのようなケースにおいて審査官から採用されたとみなされるかが不明瞭である。よって、この部分は削除すべきである。</p>
<p>第二十五条</p>	<p>関連製品が<del>専ら</del>発明創造の実施に供する原材料、部品、中間物などであると<del>明らかに</del>知りながら、専利権者の許可を得ずに、当該製品を当該専利を実施する権利がない者又は法により権利侵害責任を負わない者に提供し<del>て実施させ</del>、権利者は当該提供者の行為が権利侵害責任法第九条に規定する「権利侵害幫助行為」に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。</p> <p>関連製品、方法が発明創造の実施に供することができる<del>と明らかに</del>知りながら、専利権者の許可を得ずに、図面の提供、技術方案の伝授などの方法を通じて、当該専利を実施する権利がない者又は法により権利侵害責任を負わない者に実施するよう<del>積極的に</del>誘導し、</p>	<p>間接侵害の成否において①侵害側が「発明創造の実施に供されることを「明らかに」知りながら」と規定されているが、「明らかに」と単に知る場合の区別が明瞭ではない。侵害行為を避けるために業務上期待される善管注意義務を行使する場合「明らかに」知る場合に注意義務を果たしていないとすることは、注意義務の範囲を狭くするものである。このため「明らかに」を削除する。</p> <p>②物の発明の場合「実施させ」が要件になっているが、実施に至らない準備行為も侵害と判断すべき理由から「実施させ」を削除する。</p> <p>③方法の発明において「実施するよう積極的に誘導し」も同様に準備行為の範囲を制限す</p>

	<p>権利者は当該誘導者の行為が権利侵害責任法第九条に規定する「権利侵害教唆行為」に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。</p>	<p>ることから単に「実施するように誘導し」に訂正する。</p>
第二十七条	<p>(1項省略 2項)</p> <p>標準に係る専利の実施許諾条件については、専利権者と被告侵害者が協議して決定しなければならない。十分な協議を経ても合意できなかった場合、人民法院に決定するよう請求することができる。人民法院は、「公平、合理的、非差別的」の原則により、専利の革新程度及び標準において果たした役割、標準が所属する技術分野、標準の性質、標準実施の範囲、関連する<u>フォーマットホルダーやパテントプールなどの許諾条件、製品全体でなく専利が対象とする部分の価値、該当専利の許諾実績、当該標準に係る専利の数</u>などの要素を総合的に考慮して、上記実施許諾条件を決定しなければならない。</p> <p>(3項省略)</p>	<p>特許料算定には、対象製品全体の価値でなく、専利が対象とする製品部分に限定した価値を考慮すべきである。(米国におけるSmallest Salable Patent Practicing Unitに準ずる考え方を適用。)</p> <p>また、関連するフォーマットホルダーやパテントプールなどの許諾条件、許諾実績および標準に係る専利の数も考慮すべき事項とすべきである。</p> <p><u>*許諾実績を除く3点については、強く希望いたします。</u></p>
第三十三条	<p>権利者が既に挙証に尽力したが、専利権侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者に握られている場合、人民法院は賠償金額を決定するために、侵害者が専利権侵害行為に関連する帳簿、資料を提示するよう命ずることができる。侵害者が正当な理由なく提示せず又は虚偽の帳簿、資料を提示した場合<u>であって、かつ、専利法第六十五条に基づき賠償金額を認定することができない場合には、</u>人民法院は、権利者の主張と権利者が提示した証拠を参照して賠償金額を認定することができる。</p>	<p>権利者の主張および証拠をもとに認定することができるとするのは、特許法六十五条により賠償金額認定ができない場合に限定すべきである。</p>

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)